

入札監理小委員会
第655回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第655回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和4年4月26日（火）15：41～16：31

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開会

2. 事業評価（案）の審議

○国立研究開発法人国立成育医療研究センターのビルメンテナンス総合管理業務委託
（国立研究開発法人国立成育医療研究センター）

○「さいたま新都心合同庁舎1号館」の管理・運營業務（財務省）

3. 閉会

<出席者>

古笛主査、石田副主査、辻副主査、石村専門委員、稲生専門委員、
小松専門委員、清水専門委員

（国立研究開発法人国立成育医療研究センター 財務経理部）

施設整備課 杉野課長

財務経理課 森下専門職

財務経理課 契約係 羽毛田係長

（財務省 関東財務局 総務部 合同庁舎管理官）

野原 合同庁舎管理官

池田 合同庁舎管理第2係長

（事務局）

渡部事務局長、長瀬参事官、飯村企画官

○事務局 それでは、ただいまから第655回入札管理小委員会を開催します。

初めに、国立研究開発法人国立成育医療研究センターのビルメンテナンス総合管理業務委託の実施状況について、国立研究開発法人国立成育医療研究センター財務経理部施設整備課、杉野課長より御説明をお願いします。なお、説明は10分程度をお願いします。

○杉野課長 分かりました。国立成育医療研究センターの杉野です。よろしくお願いします。

今回の本日の資料なんですけども、ちょっと追加事項がありまして、今回の契約の中で契約変更がなされているという項目について追記させていただいております。

それでは、本日はよろしくお願いします。

最初に、概要のほうから説明をいたします。

国立成育医療研究センター内の設備管理、常駐警備業務を行うために、今回の契約をいたしております。委託期間としましては、2020年4月1日から2023年3月31日までで、受託業者が太平ビルサービス株式会社となっております。契約金額は税抜で5億8,212万円となっております。新型コロナウイルス感染症対策として検温業務などが追加になりました。それに伴い、人員を増やす必要があったことから、令和2年8月から契約変更しております。

入札の状況及び受託業者決定の経緯なんですけども、「国立成育医療研究センターの管理業務における民間競争入札実施要項」に基づき、2者から企画書の提出がありまして、審査の結果、2者とも必要項目の基準を満たしており2者による入札を実施いたしました。

2020年2月21日に総合評価落札方式で入札を行った結果、2者のうち太平ビルサービス株式会社が予定価格を下回ったため、太平ビルサービス株式会社と契約することになりました。

2番目以降は、うちの羽毛田係長のほうから御説明をしたいと思います。

○羽毛田係長 国立成育医療研究センターの契約係長の羽毛田と申します。この後、説明いたします。

対象の公共サービスの実施内容に関する状況について説明させていただきます。

1つ目の管理業務の質についてなんですけども、次のページに行きまして、品質の維持については、管理業務の不備に起因する当センターの執務の中断は、2020年、2021年ともに1度もございませんでした。

続きまして、安全性の確保については、安定した水光熱水の供給、管理業務の不備に起

因する停電・空調の停止・断水・エレベーター等の停止は、2020年、2021年度ともに1度もございませんでした。

環境への配慮ですけれども、当センターの設備管理計画に基づき、各種設備の調整を行い、3年間で年平均8%以上のエネルギー消費原単位の低減に努めてまいりました。なお、新型コロナウイルスの影響で使用する医療機器が増加し、空調機や熱源機の稼働時間の増加などにより、3年間で年平均8%以上のエネルギー消費原単位の低減はできませんでしたが、事業者の責めに帰するものではございません。

また、第三者評価についてです。事業者の責めに帰すべき原因による訪問者、治療対象者からの苦情の件数は、2020年、2021年ともに1度もございませんでした。

2つ目の各業務における確保すべき水準について、説明させていただきます。

設備管理業務については、次のページに行きます。仕様書のほか、各種法令に従い、建築物や機械設備、電気設備の点検及び保守が作業報告書等で適切に実施されていることを確認しております。良好なセンター内の環境が維持されていると考えております。

なお、点検等を外部委託する場合には、従事者が立ち会い、適切に監督を行っていることにより、確保すべき水準を達成しております。

2つ目の、エネルギー使用の合理化に関する法律に基づくエネルギー管理については、エネルギー管理士を選任し、中央監視装置を用いてエネルギー使用量を見える化し、蓄積されたデータから詳細な使用状況を分析し、最適運転ができるようコントロールしております。

続きまして、常駐警備業務についてですけれども、常駐警備業務については、仕様書に基づき、適正な人員配置や確実な巡回を実施しており、盗難、破壊の犯罪及び火災等の災害の発生を警戒・防止することにより、センター利用者の安全かつ円滑な環境の確保や保全を図られていることにより、確保すべき水準を達成していると考えております。

3つ目の、創意工夫の発揮の可能性について説明いたします。

管理業務の全般に関する提案でございます。点検業務において異常・不具合を察知した場合は、即時に応急処置を実施し、書面にて報告するとともに、必要に応じてその後の発注業務に有益な資料の提出を受けることで、当センターにおける効率的な発注業務に資することができました。

2つ目の、従来の実施方法に対する改善の提案についてですけれども、定例化されていなかった全体のミーティングを月1回実施することで、日々の業務の問題点の整理、経過観

察案件の進捗状況の確認を行い、受託事業者と発注側とが問題点を共通認識を持ってもらうことにより、問題点の解決に向けて役割分担が明確となり、協力を仰ぐ体制が整ってきました。よって、当センターの効率的な管理運営に資することとなりました。

3つ目の、管理業務に関するコストの低減に関する提案でございます。

当センターには800台以上あるファンコイルの電磁弁のアクチュエーターを外部業者に依頼した場合、20万程度かかりますけれども、その部材費、2万円程度を受託事業者に支給する料金のみで貢献できたため、修繕費のコスト削減が認められました。

また、設備管理においては、必要な管球類、衛生パッキン類、Vベルト等の資材在庫管理を受託事業者独自に用意した在庫管理システム、そちらを用いて在庫管理を行ったことで、必要在庫数は必要最小限になり、コストの削減を図ることができたと考えております。

次に、3つ目の実施経費に関する状況を説明させていただきます。

実施経費は、従来経費と比較して924万円、5%の増加をしておりますが、経費の大部分を人件費が占めておりますので、賃金構造基本統計調査に基づき算出された人件費の上昇を考慮すると、一定の効果があったものと考えております。

詳細は下の表に示させていただきました。表の真ん中、実施経費の増加ですけれども、一番右、924万円、5%増加しておりますけれども、その2段目の年間給与伸び率、こちらは、厚生労働省が公表している賃金構造基本統計調査による伸び率を算出したところ、7%の増加があると認められましたので、効果があったというふうには考えております。

また、冒頭に説明したとおり、新型コロナ感染症対策として検温業務などが追加となり、人員を増やす必要があったことから、令和2年8月から変更契約をしておりますけれども、その部分については、比較対象金額から今回除外しております。御承知おきください。

次に、全体的な評価について説明いたします。

本事業において、管理運営業務の質及び各業務において確保すべき水準については、確実及び適正に業務が実施されていることに加え、受託事業者の改善提案により効率的な管理運営を行うなど、受託事業者による創意工夫の発揮が業務の質の向上に大きく貢献したものと考えております。

また、実施経費については増加しておりますが、近年の人件費上昇率を下回っており、民間競争入札の導入によるサービス向上の取組が付加されていることを踏まえると、公共サービスの質の向上、経費削減、双方の実現が達成されたものと考えております。

なお、本事業全体を通じた実施状況は、以下のとおりです。実施期間中に事業者受託者

は業務改善指示を受けた、もしくは業務に係る法令違反などを行った実績はございませんでした。民間競争入札の結果、入札参加者が2者であり、競争性が確保されたと考えております。当センターでは、厚生労働省のほかの法人と共同で外部有識者を含む評価委員を設置済みであり、事業実施状況のチェックをこの後受ける予定でございます。

最後に、今後の事業について説明させていただきます。

上述のとおり、当センターの管理業務については、全体において良好な実施結果を得られていることから、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指標」Ⅱ. 1. (1)に基づき、市場化テストを終了し、今後当センターの責任において実施したいと考えております。

なお、市場化テスト終了後も、これまで官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続など、引き続き、公共サービス改革法の趣旨に基づき、当センター自ら公共サービスの質の向上、コスト削減を図る努力をしてみたいと考えております。

以上でございます。ありがとうございました。

○事務局 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価について、総務省より説明します。

なお、説明は5分程度で行います。

資料A-1を御覧ください。

概要は、実施省庁から説明がありましたので、割愛させていただきます。

それでは、2ページの評価からです。評価、概要です。終了プロセスに移行することが適当であると考えております。

2、検討です。令和2年4月から令和4年の3月までの実施状況報告に基づき、サービスの質の確保、実施経費及びその前提としての競争性等の観点から評価を行いました。

対象公共サービスの実施内容に関する評価です。確保されるべき質の達成状況については、いずれも水準を上回っております。

4ページの民間事業者からの改善提案です。創意工夫に基づく提案により良好なサービスが実現されていると評価することができます。いずれも、コスト削減や事務処理の効率化など、よい提案がございました。

5ページの実施経費です。実施経費は、従来経費と比較して5%増加しています。しかしながら、経費の大部分を人件費が占めておりまして、人件費の上昇を考慮すると、一定

の効果があつたと評価することができます。

5 ページの評価のまとめです。

設定された質については、令和2年、令和3年度の2か年とも全て目標を達成している
と評価することができます。民間事業者の改善提案により、施設・設備の機能維持、衛生
環境改善等、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮が業務の質の向上に貢献したもの
と評価することができます。

実施経費は、Ⅱ.2.(3)の記載のとおりですが、一定の効果があつたものと評価する
ことができまして、公共サービスの質の維持向上と合わせて、経費の削減の双方の実現が
達成されたものと評価することができます。

競争性の改善については、第1期市場化テストの入札に当たって、業務の引継ぎ期間の
延長、説明会の開催などの改善に取り組んだ結果、2者からの応札がなされ、競争性の改
善が図れたものと評価することができます。

最後に今後の方針です。現在の実施中の事業をもって市場化テストを終了することが適
当であると考えております。

以上でございます。

それでは、ただいま説明いただきました当事業の実施状況及び事業の評価案について、
御質問、御意見のある委員は御発言をお願いします。

石田委員、お願いします。

○石田副主査 石田です。

資料のA-3を見ますと、落札率が99.93%と比較的高いんですが、予定価格はどの
ようにしてお決めになられているのでしょうか。

○杉野課長 うちの羽毛田係長より回答いたします。

○羽毛田係長 羽毛田と申します。よろしく申し上げます。

予定価格については、業者の、今回、入札、応札の説明書を取りにこられた業者からの
参考見積り及び一般的な試算です。積算算出根拠資料からの積算を用いて比較して、妥当
と思われる金額を算出いたしました。

○石田副主査 参考見積りは何者から取られたのでしょうか。

○羽毛田係長 2者です。

○石田副主査 その中に、この太平ビルサービスも入っているという理解でよいですか。

○羽毛田係長 はい、入っております。

○石田副主査 分かりました。ありがとうございました。

あともう1つ、入札不参加に対するヒアリング状況及び結果のところ、辞退したアンケートで意見を聴取したところ、仕様の第1種圧力容器取扱主任者が社内にはいないという回答だったということなのですが、この取扱主任というのは必ず必要なものなのでしょうか。

○杉野課長 杉野です。私のほうから回答させていただきます。

今回の業務の内容に第1種圧力容器取扱主任者を配置することという内容を盛り込んでいまして、うちの病院の中で第1種圧力容器が数台、10台程度あるんですけども、それを取り扱うに当たっては、この取扱主任者の免状を持った人が必要となっております。

○石田副主査 分かりました。ありがとうございました。

○事務局 ほかに何かございますでしょうか。

稲生委員、お願いします。

○稲生専門委員 稲生です。

資料A-3なんですけれども、今回の期間なんです、応札者が2者ということで、予定価格超過なさっている業者が1者あったということなんですけれども、参考までに、厳しい競争があったのかどうか確認したかったのでお聞きしたいんですけれども、この超過したというのが、予定価格に対して何%超過したのかということについて、可能であれば教えていただければと存じますが、いかがでしょうか。

○杉野課長 杉野です。私のほうから回答させていただきます。

2番札との価格差は3,800万程度、税抜3,800万程度で6%となっております。

○稲生専門委員 分かりました。6%ということだと、比較的水準としては惜しかったというか、もう少し頑張っていたら入れたということだと思いますので、まあまあの競争が一応あったということと理解をいたしました。ありがとうございました。

○事務局 ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

事務局から追加で確認すべき事項はございません。

それでは、古笛主査、取りまとめをお願いします。

○古笛主査 では、本日の審議を踏まえ、市場化テストを終了する方向で監理委員会に報告したいと思いますが、委員の方々、よろしいでしょうか。

(「意義なし」の声あり)

○古笛主査 では、終了の方向で報告させていただきます。本日はありがとうございました。

○杉野課長 ありがとうございました。

(国立成育医療研究センター退室)

(財務省関東財務局入室)

○事務局 次に、「さいたま新都心合同庁舎1号館」の管理・運営業務の実施状況について、財務省関東財務局総務部、野原合同庁舎管理官より御説明をお願いしたいと思います。なお、説明は10分程度でお願いします。

○野原合同庁舎管理官 財務省関東財務局合同庁舎管理官の野原でございます。よろしくお願いたします。

本日は、「さいたま新都心合同庁舎1号館」の管理・運営業務の実施状況につきまして、御審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

私のほうから、お手元の資料2に基づきまして実施状況を説明させていただきます。

それでは、資料2の1ページを御覧ください。

まず、I、事業の概要で、1.委託業務内容ですが、埼玉県さいたま市中央区に所在するさいたま新都心合同庁舎1号館の1つ目、電気機械設備等運転・保守管理業務、以下「設備点検等業務」と称させていただきます。2つ目、清掃業務、3つ目、警備業務、以上の3つの業務になります。

この業務委託契約は、平成26年度から民間競争入札を導入しており、平成26年度から平成28年度までを1期目、平成29年度から令和元年度までを2期目、令和2年度から令和4年度までを3期目として、現在3年間の契約を締結中でございます。2期目までは一括して調達していた本件業務を、競争性の確保の観点から、3期目では、先ほど申し上げました3つの業務に分割して調達を実施しております。

その結果、5.受託事業者決定の経緯ですが、(1)から(3)のとおり、設備点検等業務で2者、清掃業務で1者、警備業務で1者が参加しまして、それぞれの民間事業者から提出された企画書について、業務の実施に必要な要件が満たされているかどうかを確認し、最低価格落札方式により、令和2年2月に開催した結果、予定価格の範囲内で有効な入札を行った現在の受託事業者が落札者となっております。

落札金額につきましては、3つの業務を合計して、税抜き価格で19億2,842万4,

000円となっています。

本契約につきましては、令和4年度で3年目を迎えておりまして、今年度末で契約期間が終了となるものでございます。

次に、2ページのⅡ、確保されるべき質の達成状況について御説明させていただきます。

1. 管理・運營業務に関する包括的な質ですが、(1) 确实性の確保につきましては、管理・運營業務の不備に起因するさいたま新都心合同庁舎1号館における執務及び営業の中断回数により評価を行いました。該当する事実はありませんでしたので、適切に業務が実施されていると判断しております。(2) の安全性の確保につきましては、管理・運營業務、不備に起因する職員及び利用者の災害または事故の発生回数により評価を行いました。該当する事実はございませんでしたので、適切であったと判断しております。次に、(3) の環境への配慮につきましては、法令等を遵守し、利用者の業務に支障のないよう配慮するとともに、当庁舎の温室効果ガス削減目標の達成に努めることとなっております。庁舎の削減目標は、平成13年度比で10%以上の削減ですが、結果としては、令和2年度が26%の削減、令和3年度が32%の削減となっており、目標を達成しております。

次に、3ページの2. 各業務において確保すべき水準について御説明いたします。

委託しております3つの業務の実施すべき内容に対しまして、それぞれ仕様書どおりの履行や、関係法令にのっとり措置が取られていることから、確保すべき水準を達成していると認められます。

次に、4ページの3. 創意工夫の発揮可能性について御説明いたします。

まず、(1) 管理・運營業務の実施全般に対する質の確保に関する提案についてですが、記載のとおり、委託しております3つの業務で対応されている内容につきましては、いずれも評価できるものと考えております。

次に、5ページの(2) 従来の実施方法に対する改善提案についてですが、清掃業務では、従業員教育の実施による業務の質を確保し、清掃品質向上による作業の効率化を図っていることから、評価できるものと考えております。警備業務では、ローテーションによる警備員の標準化の促進や、多様な警備員の活用と管理による対応力の強化、年3回の緊急事態対処訓練による対処能力の維持向上を図っていることから、これらにつきましても評価できるものと考えております。

次に、6ページと7ページの中段にかけて記載しておりますⅢ、実施経費に関する状況及び評価について御説明いたします。

1. 対象公共サービスの実施に要した経費につきまして、6 ページの上段にあります表ですが、民間競争入札実施前の平成25年度の経費と、民間競争入札実施後の評価期間であります令和2年度から令和4年度の平均の経費を比較しております。なお、実際にかかった経費から直接の比較が困難なものとして、表の下段に記載した業務に係る経費、これを除いたものの比較となっております。

経費を比較した結果として、総合計を見ますと、平成25年度の従前経費が3億5,818万1,000円、令和2年度から令和4年度の平均経費が4億5,424万9,000円となっており、9,606万8,000円の増加で、比率にすると26.8%の増加となっております。

次に、2. 従前の経費と民間競争入札実施後の経費の比較につきまして、6 ページの中段にあります表の内訳を御覧ください。

当該経費の増加要因について、次のとおり要因分析を行っております。調達業務別に増加率を整理しますと、設備点検等業務で25.2%の増加、清掃業務で58.2%の増加、警備業務で16.6%の増加となりますが、経費の大宗は人件費であることから、各業務に対応する業種の建築保全業務労務単価の上昇率と比較しますと、全ての業務において、増加率が当該単価の上昇率を上回っております。この点につきまして、調達業務別に増加要因を検討しました結果、次の4点が影響したものと史料されます。

まず、7 ページの(1) 設備点検等業務では、平成26年度以降、機器故障時の一時対応等に必要資格取得者や業務経験が豊富な人材の確保、及び24時間365日の遠隔監視体制等を求めたこと。

次に、(2) 清掃業務では、入居官署の増加に対応するため、清掃面積が拡大し、平成29年度以降、業務従事者が増加したこと。

次に、(3) 警備業務では、防災センターの警備員の勤務割について、平成25年度までは休憩、仮眠の時間帯を除き6名常駐としていたところ、施設規模が同規模なさいたま新都心合同庁舎2号館を参考に、令和2年度からは休憩等にかかわらず6名常駐、ただし夜間は5名とするなどの見直しを行ったことと考えております。なお、警備業務につきましては、先ほどの人件費の上昇に加え、当該勤務割の見直しの影響も合わせ、試算した経費の上昇率は約20.1%となります。この試算の内容は※印で記載したとおりですが、先ほどの6 ページで述べました実際の経費の増加率16.6%は、試算した上昇率の範囲内となっております。

最後、4点目の要因としまして、市場化テスト実施前は各業務においておおむね複数業者の応札があったものの、市場化テスト実施後である令和2年度は1者応札や複数業者による応札であっても予定価格を上回るものとなったことが、経費の増加の一因と考えております。

以上を踏まえまして、事業の評価については、7ページ下段、IV、評価のまとめのとおりとなります。令和2年度及び令和3年度において確保されるべき質に係る目標については達成しておりますが、実施経費については、設備点検等業務及び清掃業務において労務単価の上昇のほか、各業務において一定の合理的理由は認められるものの、これらを差し引いても市場化テスト実施前より実施経費は増額となっており、1者応札などが影響した可能性は否定できないところでございます。

また、事業全体を通じた実施状況は記載したとおりでございます。

以上から、最後に8ページのV、今後の事業でございますが、本事業につきましては、競争性の確保に関して改善の余地があるため、引き続き市場化テストによる民間競争入札を実施することとしまして、特に清掃業務と警備業務については1者応札の改善に向けた見直しを図ってまいりたいと思っております。

この点につきまして、前回の入札で、入札説明書入手しながら応札しなかった事業者、さらに近隣の行政機関と契約を締結している事業者に聞き取りを行ったところ、参考資料のヒアリング資料にあります、各業務のヒアリング結果のとおり、開札時期が早いほど人員確保がしやすくなるとの意見も得られたことから、次期業務においては、開札時期の早期化により準備期間を確保するほか、引き続き関係団体へ広報を実施し、入札参加者の拡大を図ってまいります。また、加えて、各業務における実施経費については、記載の取組により、経費の削減を図っていきたいと考えております。

早口で大変恐縮でございました。以上で説明を終わらせていただきます。

○事務局 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価案について、総務省より説明します。説明は5分程度で行います。

資料B-1を御覧ください。

概要は実施省庁から説明がありましたので、割愛させていただきます。

それでは、2ページの評価概要です。

市場化テストを継続することが適当です。競争性の確保及び経費削減という点において

課題が認められ、総合的に勘案した結果、改善が必要であると考えております。

次に、検討です。財務省から提出された令和2年4月から令和4年の3月までの実施状況報告に基づき、サービスの質の確保、実施経費及びその前提として競争性の観点から評価を行いました。

まず、(2)対象公共サービスの実施内容に関する評価です。確保されるべき質の達成状況については、いずれも水準を上回っております。

4ページを御覧ください。

民間事業者からの改善提案です。記載のとおり、創意工夫に基づく提案により、良好なサービスが実現されていると評価することができます。いずれも、コスト削減や、庁舎管理における安全性及び施設利用者の安心の確保などにより提案がございました。

5ページを御覧ください。

実施経費です。実施経費は、従来経費と比較して26.8%増加しているような状況です。図にもありますとおり、人件費の上昇を考慮しても、設備点検等業務、清掃業務、警備業務については増加しております。経費削減効果があったという評価をすることができません。

設備点検業務の事業者ヒアリングにおいて、各施設の不具合や経年劣化の対応をするため必要な資格取得者や経験豊富な人材を確保した、事業のサービスの質を確保したという一定の合理的な理由があった一方で、複数応札による応札であっても予定価格を上回るものとなったことが増加の要因となった可能性が高いと考えております。

清掃業務です。清掃面積が拡大したことにより従事者が増加したという一定の合理的な理由があった一方で、1者応札となったことが増加の要因となった可能性が高いと考えております。

警備業務です。警備業務は、警備員の勤務割の見直しを行ったという一定の合理的な理由があった一方で、1者応札となったことが、増加の要因となった可能性が高いと考えております。

6ページ目の評価のまとめです。

業務の実施に当たり確保されるべき達成目標として設定された質については、目標を達成していると評価することができます。民間事業者の改善提案については、業務計画書、修繕計画書、中長期保全計画書等の書面による報告、修繕の優先順位の提示など、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮が業務の質の向上、事業目的や政策目的の達成に貢献し

たものと評価することができます。

一方で、清掃業務、警備業務については1者応札が継続しておりまして、経費も増加しているため、競争性の確保及び経費削減という点で課題が認められました。

今後の方針です。競争性の確保、経費の削減という点において課題が残るため、本事業において良好な実施結果が得られたと評価することは困難です。そのため、引き続き市場化テストを継続して実施することが適当であり、次期事業においては、仕様書の見直し、日常清掃の効率化による人員削減の検討、入札参加者の拡大などを行った上で、引き続き民間競争入札を実施することにより、民間事業者の創意工夫を活用した公共サービスの質の維持向上、競争性の確保及び経費の削減を図っていく必要があると考えております。

以上となります。

それでは、ただいま説明いただきました当事業の実施状況及び事業の評価案について、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いします。

辻委員、お願いします。

○辻副主査 辻でございます。御説明どうもありがとうございました。

資料2の、最後の8ページ目でございます。

8ページ目の、ローマ数字のV、今後の事業という項目の上から4行目ぐらいです。こちらを拝見しますと、「人員確保のための事業者の準備期間が十分に確保できなかったことが1者応札となった要因として挙げられる」との分析がなされております。ここで伺いたいのは、先ほどたしかヒアリングをなさったと伺いました。受託する可能性のある方々にヒアリングした結果、どのくらいの期間が必要と言われたのか、それから、それを受けて、どれくらい今後準備期間を確保なさろうと財務省がお考えなのか、お教えいただけますでしょうか。

○野原合同庁舎管理官 御質問ありがとうございます。いただきました御質問につきましては、当方よりお答えさせていただきます。

まず、ヒアリングの中におきまして、事業者の中には、開札時期が早いほど人員確保がしやすくなるということがまずございまして、前回の開札が2月7日、2月入ってからというところでもございました。事業者としては、少しでも早ければ早いほどというお話もございましたものですから、具体的な期間とか云々ということまでは、ヒアリングの中では特段、なかったところではございますけれども、最低でも、御意見を踏まえまして、2か月は必要というふうに私どもは考えて受け止めているところでございます。

それを受けまして、前は2月の下旬というところでしたが、最低でも2か月は確保したいと思いますので、遅くとも1月下旬までには、開札時期の日程を考えたいと思っている次第でございます。

御回答は以上でございます。よろしくお願いたします。

○辻副主査 ありがとうございます。ちなみに、前は2月の7日だったと今伺いましたけど、このときには、前はどれぐらい、何か月ぐらい準備期間を確保できたのでございましょうか。

○野原合同庁舎管理官 御質問ありがとうございます。御回答させていただきます。

実際の準備期間というところがございますけども、ヒアリングの中では、今回ですと1か月少々程度、1か月半あったかないかというところがございますので、そこはやはり改善すべき点、最低でも2か月というふうに考えるところがございます。

以上でございます。

○辻副主査 前回ですか、1か月半か1か月程度しかなかったもので、今回最低でも2か月、御準備なさる予定であると伺いました。

もし可能であれば、受託なさる候補者の方々に対して、この2か月か2か月半か分かりませんが、具体的にこれぐらいの準備期間でいかがかということも、できれば事前にお伺いできればいいのかなと思いました。これは感想でございます。

ありがとうございます。以上でございます。

○事務局 ほかにございますか。

石村委員、お願いします。

○石村専門委員 ありがとうございます。

資料B-3の、競争参加資格で、平成25年度では、A、BまたはC等級という形で、B、Cの等級も認めていると。ところが、平成26年度以降、A等級に限っている。令和2年から4年の、一番最下段の入札不参加に対するヒアリング状況及び結果の中で、参加資格等級不備、不適格者1名、それが電気保守、清掃業部門も1名、警備業務で2者という形で出ているんですけど、これは平成25年度でB、C等級を認めたがために、何か問題が起きたということなんでしょうか。

それと、もし起きていないんだったら、B、C等級も認めるというような参加資格の制限がする必要あるのかなというふうに思ったんですけど、その辺のところをちょっと御説明いただけないでしょうか。

○野原合同庁舎管理官 御質問ありがとうございます。御質問につきましては、当方より回答させていただきます。

平成25年の当時でございますけども、こちらは、各業務につきまして、それぞれ等級を設けていた次第でございます。その中で、特に等級が低いものにつきましては、設備関係といいたいでしょうか、例えば敷地内の植栽管理業務、これは現在、設備の業務として集約しているところでございます。何か問題があったかというところにつきましては、現状、何かお答えできるような大きな問題があったという認識はしてございません。

そして、26年度以降は、全ての業務、警備や清掃業務も含めまして、一括で入札参加をやっており、それを3年間のもので2回やってきました。今回の中では、警備、設備、清掃と3つに分けて、今、取り組んでいる状況でございます。

ただ、今回は、前回からの見直しの中で、代表企業はAという等級でございますけども、それに参加するいわゆるグループの各会社につきましては、等級はDまでいいという緩和をしているところでございます。ですので、前回、入札に参加をしようと思って入札説明書の資料を取りにきた業者の中には、やはりその代表企業として自分はAではないのでちょっと参加できないという方々がいらっしまったというところでございます。

御回答は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○石村専門委員 例えば、平成25年度の警備業務のところの資格を見ると、A、BまたはC等級となっているんです。同じくくりの中で令和2年から令和4年に関しては、令和2年から令和4年に関してA等級となっているんです。あと、当然ながら、代表企業がAじゃないと駄目となると、当然B等級、C等級の企業はその下に入らないといけないので、逆に、利益が縮小して受けられないというような形になってくると。もしそれが、いや、Bでもいい、Cでもいいと、その資格参加が下がれば、より競争入札に参加しやすいんじゃないかなというふうには思うんですけど、その辺はどうお考えですか。

○野原合同庁舎管理官 御質問ありがとうございます。私より御回答させていただきます。

今回、25年度の等級と、その当時何があったかにつきましては、今回の御報告の中で詳細な確認ができておりませので、申し訳ございません。こちらの等級につきましては、過去どうだったかということ、改めて実績などを確認させていただいて、等級の見直しが可能であれば、検討させていただきたいと思っております。

私の回答は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○石村専門委員 お手間かけますけど、すいませんが、できるだけ参加者をやっぱり増や

したほうがいいという状況なので、ぜひとも、本当に必要な、もちろん必要な等級規制であれば全く問題ないんであって、本当に必要かどうかだけは確認だけはしていただけないでしょうか。よろしくをお願いします。

○野原合同庁舎管理官 はい。ありがとうございました。

○事務局 ほかに何かございますでしょうか。

小松委員、お願いします。

○小松専門委員 ちょっと資料を拝見していると、人員の確保が難しいという理由で参加しなかったという企業が非常に多いんですけれども、さいたま新都心というのは、たしか浦和の駅の近くですよ。非常に大きなオフィスビルが何棟も立っているという状況で、あれは東京都内にあるんであればそんなに珍しい風景ではないんですけれども、埼玉県内であれに匹敵するような規模のオフィスビルは、そうたくさんないと思うんですけれども、そう理解してよろしいでしょうか。

要は、ちょっと桁外れに大規模な施設だというふうに、埼玉県の中では、私は思っていたんですけれども、その認識でよろしいかということ、まずちょっとお伺いしたいんですけど。

○野原合同庁舎管理官 御質問ありがとうございます。御回答については私より回答させていただきたいと思います。

さいたま新都心の、まずこの庁舎から見える範囲内ですと、すぐ近くには、同じような高さの民間のビルもございます。ただ、あとはやはり浦和のほうですとか大宮駅、特に大宮駅のほうですと比較的あります。従来からソニックシティといった大きなビルもございますが、この近隣を含めて、周辺で幾つものこと同様なビルがあるかということ、具体的には申し上げられないところです。

○小松専門委員 感覚的なことで結構ですけど。

○野原合同庁舎管理官 桁外れにここだけが大きいということでもないと思っております。

○小松専門委員 なぜそういうことを伺っているかということ、結局現場で働く人たちの数が限られているんじゃないかという気がするんです。同じような大規模な建物がたくさんあればそこに需要があるんで、働く人たちも職場があるから、それに従事する方も増えるというふうに思うんですけれども、場所が限られると、親会社というか、契約をする会社は東京でもどこでもいいんですけれども、実際は、その下に入って働く方というのは現地の方が多いです。遠くからわざわざ埼玉まで通うということはできないので、どうしても

現地調達というような形でもって集めておられるのが実情だというふうに思うんです。

そうすると、結局やってくれる人がいないから人が集められないというふうな状況に、どうもなっているんじゃないかというふうに、これは私の想像なんですけども、思うんです。そうすると、ずっとやっているところが、現場で働く方との信頼もあるので強くなるという状況がどうも生まれているのではないかと。そうすると、ほかから入ろうとしても、期間の問題もあるかもしれませんが、人員を確保しようとしても、もう既に色がついちちゃっている方ばかりで、新たに割り込めないという現状がどうもあるのではないかと、いうふうに推測しているんです。

ずっと1者応札で、結局人がなかなか集まらないという理由でずっとなっていたような気がするんで、この状況というのは簡単には改善できないんじゃないかというふうに、私はちょっと思っているんですけど。その辺のことの限界を超えて、うまく複数応札になればいいんですけども、もし原因がそういうことだとすると、これはちょっとなかなか打開が難しいかなという気はちょっとしております。

その辺で、ちょっと状況を伺ったということで、特にお答えはいただかなくて結構です。私の感想でございます。

○事務局 ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

事務局からは、石村委員から御質問がありました、競争参加資格の点です。過去に問題があったのか、今後B、Cの等級であっても問題ないのではないかと、という点を財務局に検討していただくということだったと思います。この点の財務局からの回答は、秋の実施要項案の審議時ということでよろしいですか、石村委員。

○石村専門委員 それで私は結構なんですけど。

○事務局 関東財務局、検討を進めていただけますでしょうか。

○野原合同庁舎管理官 検討の上、御回答させていただきます。

○事務局 それでは、古笛主査、取りまとめをお願いします。

○古笛主査 なかなか大変そうですが、いずれにしても、競争性確保、経費削減に向けて、引き続き市場化テストを継続する方向で監理委員会に報告させていただきたいと思います。

委員の方々、こういう方向で、また秋にもよろしく願いいたします。

こちらからは以上です。

○事務局 事業評価の審議は以上となります。本日はありがとうございました。

○野原合同庁舎管理官 ありがとうございました。

(財務省関東財務局退室)

— 了 —